

1 ■058■ 警察から検察へ

2 ◎送検という言葉を理解しておこう。

3 *送検しなければならないのは、誰？ 司法巡査は入る？

4
5
6 ●司法警察職員は、犯罪の捜査をしたときは、原則として、事件を検察官に送致しなければならぬ。

8 *例外として、司法警察職員が事件を検察官に送致しなくてもよい場合が2つある。
9 覚えておこう。

10 ・246「この法律に特別の定めのある場合」について

11 ①別に送検の手続を定めている条文を挙げなさい。

12
13 ②少年事件についてはどのような流れになるか簡潔に説明しなさい。

14
15
16
17 ●年齢が15歳である被疑者の事件について司法警察員が捜査を遂げたときは、必ず家庭
18 裁判所に送致しなければならない。

19
20
21 ■059■ 起訴後の捜査

22 ◎強制処分について

23 *捜査機関は被告人を身体拘束できるか？

24
25
26 ●被告人に対する勾留は、検察官の請求により行う。

27 *捜査機関は一定の場合に証人尋問を請求できる。

28 ①いつまでにできるか？ なぜそのような時期的限界を法は設けているのか？

29
30
31 ②どこに請求するか？

32
33
34
35 ●犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第223条第
36 1項の規定による取調に対して出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回公判期日前に限
37 り、検察官は、受訴裁判所に対しその者の証人尋問を請求することができる。

38
39 *捜査機関による起訴後の搜索・押収を認める明文規定はない。しかし、一定の条件
40 で認める見解が一般的である。

41 ・一般にはどのように解されているか？ その理由は？

42
43
44 *任意捜査を認める明文規定はないが、認めるという見解が一般的である。なぜ？

45
46
47 ●起訴された事件について捜査機関が任意捜査を行うことはできない。

48

1 *しかし、被告人の任意取調については争いがある。

2 ・判例は、何条を根拠条文としたか？ それにあなたは賛成するか？

3
4
5
6
7 ●判例によれば、第198条第1項が取調の対象を「被疑者」と規定しているため、捜査機
8 関が被告人を取り調べることは任意であっても許されない。